

# 令和5年2月20日(月)から

## 鳥取労働基準監督署の 電話番号が変わります

★部署ごとに次の電話番号でダイヤルインが導入されます

方面（監督係）：0857-24-3211

主な取扱業務 ○労働基準法・最低賃金法

36協定・就業規則・年次有給休暇・労働時間・賃金不払い・最低賃金・労働条件に関する各種相談・問合せ

安全衛生課：0857-24-3212

主な取扱業務 ○労働安全衛生法

労働災害及び防止対策・石綿、化学物質管理・健康診断・建設工事計画届・安全衛生管理体制などに関する各種相談・問合せ

労災課：0857-24-3095

主な取扱業務 ○労働者災害補償保険法・労働保険徴収法

労災保険に関する各種給付請求・申請・相談・問合せ  
労働保険の新規加入・変更、労働保険料の申告

※ 総合労働相談コーナーの電話番号は変更ありません

総合労働相談コーナー：0857-24-3245

主な取扱業務 ○労働トラブル・その他労働問題

解雇・雇止め・賃金引き下げ・いじめ・いやがらせ・同一労働同一賃金などに関する相談窓口

※ 署のFAX番号は変更ありません

受付時間：月～金 8:30～17:15

(土・日・祝日、年末年始は開庁していません)

